相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西成区玉出東二丁目四五番地、最後の住所奈良市大安寺七丁目一四番一―一号
被相続人　亡　吉田　忠信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十四日
奈良県香芝市下田西二丁目七番四八号　片山司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　片山　輝一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市豊北町大字滝部四五七番地五、最後の住所山口県下関市豊北町大字滝部四五七番地五　被相続人　亡　河内　卯一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十四日
山口県下関市彦島福浦町一丁目二四番二五号
相続財産管理人　日比野浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県築上郡築上町大字湊四二五番地二九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　星島　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十四日
福岡県豊前市大字松江九三一番地ルピナス松江駅前Ⅱ三〇二号室
相続財産管理人　弁護士　髙橋厚至郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県藤津郡太良町大字大浦己一六一番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　下川　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十四日
事務所　佐賀県武雄市武雄町大字武雄字竹下五六六三番地二　みどり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鬼橋　正敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県藤津郡太良町大字糸岐三一九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山下　弘人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十四日
事務所　佐賀県武雄市武雄町大字武雄字竹下五六六三番地二　みどり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鬼橋　正敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市花園町一五番地三、最後の住所熊本県八代市永碇町六九〇番地の三
被相続人　亡　中田　辰熊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十四日
事務所熊本市中央区新屋敷一―一四―二六　森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森　徳和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県垂水市柊原三三六八番地、最後の住所鹿児島県垂水市柊原一三二九番地一
被相続人　亡　大迫　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十四日
事務所鹿児島県霧島市国分中央六丁目二二番五二―一号
相続財産管理人　司法書士　松薗　圭

平成二十九年四月二十四日
事務所　佐賀県武雄市武雄町大字武雄字竹下五六六三番地二　みどり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鬼橋　正敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県藤津郡太良町大字糸岐三一九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山下　弘人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十四日
事務所　佐賀県武雄市武雄町大字武雄字竹下五六六三番地二　みどり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鬼橋　正敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市花園町一五番地三、最後の住所熊本県八代市永碇町六九〇番地の三
被相続人　亡　中田　辰熊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十四日
事務所熊本市中央区新屋敷一―一四―二六　森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森　徳和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県垂水市柊原三三六八番地、最後の住所鹿児島県垂水市柊原一三二九番地一
被相続人　亡　大迫　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十四日
事務所鹿児島県霧島市国分中央六丁目二二番五二―一号
相続財産管理人　司法書士　松薗　圭

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年四月二十四日
一　墳墓等所在地　福岡県小郡市干潟字片刺五一七―一
一　墳墓等の名称　不詳
一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　池内　熊吉　他四柱
一　改葬を行おうとする者　福岡県小郡市小板井八〇番地　花田　秀樹

登録包括信用購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項後段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により次のとおり公告します。

一、当該登録包括信用購入あっせん業者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所の名称及び所在地
①　名称　株式会社日専連ファイナンス
②　代表者の氏名　代表取締役　大谷　均
③　主たる営業所の名称及び所在地　本社　熊本県熊本市中央区安政町六番五号
④　その他の営業所の名称及び住所　天草支店　熊本県天草市中央新町三番一二号、鶴屋百貨店日専連コーナー　熊本県熊本市中央区手取本町六番一号鶴屋百貨店八階、パルコ熊本店日専連コーナー　熊本県熊本市中央区手取本町五番一号パルコ熊本店九階

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月二十四日
兵庫県姫路市豊富町豊富字藤ノ木二四〇九番地の一
日輪機工株式会社
代表取締役　髙田　益男

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所
下井仁三郎　兵庫県神戸市灘区赤坂通六―一〇
岡田　勝虎　兵庫県姫路市船橋町六―一六

二、廃止した営業所の名称及び所在地並びにその廃止の年月日　県民百貨店日専連コーナー　熊本県熊本市中央区桜町三番二二号県民百貨店八階　平成二十七年三月一日、八代支店　熊本県八代市田中西町一五号一五番地ナイスビル三階　平成二十八年四月一日

三、営業保証金の総額　金三十五万円
取戻しをしようとする営業保証金の額　金十万円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権の発生原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

平成二十九年四月二十四日
熊本県熊本市中央区安政町六番五号
株式会社日専連ファイナンス
代表取締役　大谷　均

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十九年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十四日
東京都台東区上野五丁目一一番三号
全国自動車部品用品厚生年金基金
代表清算人　五味　一孔

株式の種類及び数
普通株式　八十株
普通株式　八十株